

決議案第1号

ロシアのウクライナへの侵攻を強く非難する決議案

ロシアのウクライナへの侵攻を強く非難するとともに、即時に攻撃を停止し、無条件で部隊を撤退させるよう強く求めることに関し、次のとおり決議する。

令和4年3月8日提出

守口市議会議員	梅	村	正	明
同	服	部	浩	之
同	甲	斐	礼	子
同	松	本	満	義
同	小	鍛 冶	宗	親
同	水	原	慶	明
同	阪	本	長	三

記

ロシアのウクライナへの侵攻を強く非難する決議

去る2月24日、ロシアはウクライナへの本格的な軍事侵攻を開始した。報道では、ロシアが一方的に併合を宣言したクリミア半島や、北に隣接するベラルーシからも攻撃が加えられたとされ、各方面から地上部隊が侵入したと伝えられている。

この強行された軍事侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に明らかに違反する行為である。力による一方的な現状変更は決して許されるものではなく、人権を著しく侵害し、対話を無視した世界の平和を脅かす暴挙に他ならない。

また、ロシアは、強力な核保有国であることを強調しており、その使用を示唆している。守口市は、「非核平和都市宣言」を掲げており、このような暴挙は決して許されるべきではなく、あくまでも対話による解決を求める。

よって、本市議会は、ロシアのウクライナへの侵攻を強く非難するとともに、即時に攻撃を停止し、無条件で部隊を撤退させるよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

守 口 市 議 会